

豪雨から生命・財産を守ること(治水対策)について

川棚川は昭和20年以降、大雨により4回氾濫し、その度に周辺地域は洪水被害を受けてきました。過去の被災状況や今後起こりうる大雨を想定し、県では既存の野々川ダムに加え、川棚川の改修と石木ダムの建設によって、周辺地域の安全を確保します。

川棚町の洪水被害(浸水戸数)

昭和23年9月洪水	2,000戸
昭和31年8月洪水	801戸
昭和42年7月洪水	128戸
平成2年7月洪水	384戸

平成2年7月洪水被害の状況(川棚町)



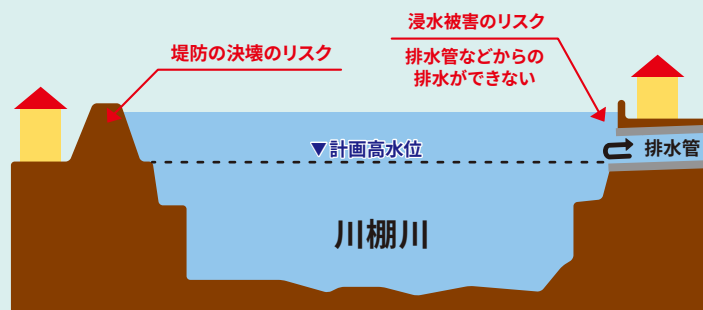
水位が上昇し、道路にあふれる(川棚川)



冠水した道路(川棚駅周辺)

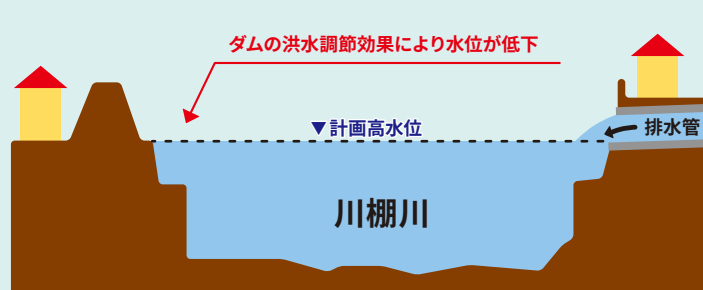
100年に一度の大雨が降った場合

【石木ダム整備前】



家屋が集中する川棚川下流部では、大雨を安全に流すことができる計画高水位よりも水位が上昇し、堤防の決壊や排水管などからの排水ができなくなるなど、浸水被害のリスクが高まります。

【石木ダム整備後】



石木ダム建設と河川改修が完了すれば、計画高水位内で安全に流すことができます。

Q 川棚川の改修が完了すれば、石木ダムがなくても過去の洪水と同等の大雨を安全に流すことができるのでは？

A 川棚川の改修が完了することで、過去の洪水と同等の大雨には対応できるようになりますが、それらは概ね60年に一度起こると想定される規模です。地域の安全を確保するために策定した川棚川の整備計画は、大雨により被害が想定される区域の人口や資産等を考慮して、概ね100年に一度の大雨に対応した内容となっており、安全を確保するためには、石木ダムが必要です。

Q 石木ダム以外にも他に有効な代替案があるのでは？

A 遊水地や放水路の整備、河川の拡幅、堤防の嵩上げ、さらにはこれらを組み合わせた案など、経済性や環境への影響などを踏まえ比較検討した結果、川棚川の改修と石木ダム建設の複合案が最も安価で有効な方法となります。

※1 洪水時に水量を調整する場所
※2 現在の河川から分岐させて海へ流す水路

Q 想定を超える雨が降ったら石木ダムは効果がなく、洪水被害が拡大するのでは？

A 石木ダムは人為的なゲート操作による放流を行わない自然調節式のダムで、100年に一度の大雨までは、ダムに流れ込んだ水のうち、安全な量だけを下流に流します。仮に計画を超える大雨が発生しても、ダムに流れ込む以上の水が下流に流れることはありません。そのため、ダムを建設することで洪水被害が拡大することはありません。

石木ダムの早期完成に向けて

～司法の判断と事業の必要性について～

今年7月、長崎地方裁判所において石木ダムの事業計画に関する初の司法判断が示され、原告(事業に反対される方々)の請求が棄却されるとともに、被告(国)が主張した、石木ダムの必要性や計画の合理性が全面的に認められました。

今回は、石木ダム建設事業に関する県民の皆さんの疑問に対して、裁判での争点も踏まえて分かりやすくお伝えします。

石木ダムの概要、進捗

(平成30年3月31日現在)

事業費	285億円
目的	①川棚川の洪水調節(治水) ②佐世保市の安定水源確保(利水) ③維持流量、既得農業用水等の補給
事業の進捗	約53%(約152億円)
用地の進捗	契約済み 未契約
買収面積(千m ²)	全体793千m ² 649千m ² (81.8%) 144千m ²
移転家屋(戸)	全体67戸 54戸(80.6%) 13戸
地権者数(世帯)	全体121世帯 105世帯(86.8%) 16世帯



石木ダム完成予定イメージ図

事業認定取消訴訟

土地収用法に基づき平成25年に国が告示した「事業認定※」の取消を求めて事業に反対する方々が提訴した訴訟

※ 事業が真に公益のためであるかを国土交通大臣(県事業の場合)が認定する手続きで告示によって効力が生じる

石木ダム建設事業は川棚川の洪水被害の軽減(治水対策)と佐世保市の安定水源の確保(利水対策)を主な目的として、昭和50年度に着手した事業です。

これまで建設予定地の地権者の皆さんや地元の方々に対して丁寧に説明を重ねてきました。また、この間には洪水や渇水被害にも見舞われるなど、長年にわたる経過があり、約8割の方々には用地買収や家屋移転など事業への協力をいただいています。

しかしながら、残りの約2割の方々にはどうしてもご協力いただけなかったことから、土地収用法に基づき、「事業認定」を申請し、国の告示を経て、残りの事業用地の取得手続きを進めています。

石木ダム建設事業の進捗状況